



告示

鳥取縣告示第十七號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により鳥取縣岩美郡東村長及同村議會議員並に氣高郡酒津村長の候補者につき覺書に掲げる條項に該當するものでない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十三年一月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十三年一月二十八日より
同年二月二十日まで

鳥取縣告示第十八號

左の件を附議するため一月三十日臨時縣會を鳥取市に召集する。

昭和二十三年一月二十三日

昭和二十三年一月二十三日
第千八百七十六號

金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A列5

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、公安委員選任の同意を求める件。

鳥取縣告示第十九號

農林水産業調査指導員である農林水産業調査員を次のように任免した。

昭和二十三年一月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新任者 解任者 職務執行の區域 任免年月日

前島 恭 株本由治 鳥取市 昭和二三、一一、二八

西尾信孝 稻田 馨 八頭郡丹比村 同

行部睦男 橋本健一 氣高郡正條村 同二三、一二、九

小谷 榮 門脇匡吉 東伯郡西郷村 同 一一、八

小原和夫 小原 修 西伯郡所子村 同 一〇、二九

中井 浩 角 勳 同 中濱村 同 一二、三一

